

厚生労働省発雇児1015第2号  
平成24年10月15日

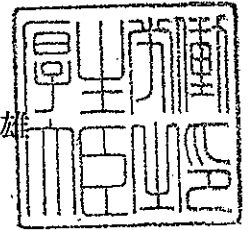
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣

三井

辨雄



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱(案)

第一 事業所内保育施設(以下「施設」という。)を設置又は整備した事業主又は事業主団体(以下「事業主等」という。)に対して支給する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、次のように改正するものとする。

- (一) 施設の遊具の購入に要した費用に対する助成について、廃止するものとする。
- (二) 中小企業事業主以外の事業主等に対する助成額について、施設の設置又は整備に要した費用(増設に要した費用を含む。)の三分の一に相当する額とするものとする。
- (三) 中小企業事業主以外の事業主等に対する支給限度額について、施設の設置又は整備に要した費用(増設に要した費用を除く。)は千五百万円、施設の増設に要した費用は七百五十万円とするものとする。

(四) 施設の運営に要した費用に対する助成の対象期間について、当該施設の運営を開始した日から起算して五年を経過する日までとするものとする。

第二 この省令は、公布の日から施行するものとする。

第三 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。